

はしがき

2005年に商法から独立した会社法（平成17年7月26日法律26号）は、翌年5月より施行されている。その後も、よりよい会社法制についての検討が行われ、会社法は一部改正され2015年5月から施行されている。前回の改正のように商法から会社法が独立したような大幅な改正ではないものの、監査等委員会設置会社の創設をはじめとする企業統治に関する規制の改正、多重代表訴訟制度をはじめとする企業結合に関する規制の改正等、重要な改正が行われた。

そこで、『プリメール会社法』（2006年）の改訂作業を行うことにした。一部改正に伴う諸規則の改正を待ったこと、また、執筆者についても一部交代したことから、本書の発刊が遅れたこと、ご容赦いただきますようお願いいたします。またこの改訂を機に、本書のタイトルも『プリメール会社法〔新版〕』とした。

周知のとおり、近年、会社をめぐる事件は後を絶たない。企業買収、経営者間の対立、株主間の対立、粉飾決算の問題、不正な取引またはデータの改ざん等、日々のニュースとしてテレビ、新聞、インターネット等を賑わした事件は、当該企業の問題であることのみならず、会社法制の抱える問題でもあった。日本経済、ひいては世界経済を含め、会社を取り囲む環境は厳しいものの、会社が会社として存在すること、会社経営者が経営者らしく行動すること、これらの根幹をなすのが会社法であり、そこに示されている考え方である。会社は、それぞれの会社ごとに定款にその目的が示されており、この目的を遂行するためにどのように対応をして進んでいくのが、上述した会社をめぐる問題点の発端であると言っても過言ではない。しっかり対応している会社は問題が生ずることはなく、また問題が生じたとしても適切な対応をすることができる。一方、対応をすることができなかった、対応を誤った等の場合には、会社活動の停止、会社の解散に至るような状況に陥る。このような重要なことも、会社法の捉え方ひとつで理解も変わってくる。

本書は、『プリメール商法2（会社法）』（2001年）の初版以来の条文構成にと

らわれない独自のスタイルを踏襲して、記述をしている。『プリメール商法2（会社法）』のはしがき（片木教授執筆）で述べられていたように、主として大学の学部にて会社法を学ぶ者を対象として、会社法の概要に述べるだけではなく、制度趣旨はじめ本書の基本的な説明は、何かを考えてみる時に役立つように述べている。本書の本文による基本的な説明および **WINDOW** による論点の細かな検討・関連事項の解説は、読者に基礎知識と知的好奇心を提供するものである。したがって、読者の方々には、日々のニュースとして見聞する会社をめぐる問題を、是非、本書を基礎に自分なりに考えていただきたい。すなわち、本書により会社法の規定を理解し、それを諸状況に当てはめて考えていただきたい。本書が前書と同様に、多くの読者に支持されることを願っている。

本書は、多くの文献を引用または参照して執筆されているものの、会社法の概説書としての性格上、逐一、引用・参照箇所を示していないことをお断り申し上げます。

本書の刊行にあたり、私たちの執筆を支えてくれた法律文化社の梶原有美子氏には、心より御礼申し上げます。

2016年7月20日

執筆者を代表して
砂田太士